

使用者の責任 H06-07-4 <<#316>>

【問】 正誤をつけよ。

Aは、宅地建物取引業者Bに媒介を依頼して、土地を買ったが、Bの社員Cの虚偽の説明によって、損害を受けた。Bは、Aに対して不法行為による損害の賠償をした場合、Cに求償することはできない。

<<ポイント>> 使用者の責任

ある事業のために他人を**使用する者は、被用者がその事業の執行について**第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。この規定は、**使用者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。**（民法 715 条1項、3 項参照）

<<補足>> 求償の範囲

使用者の被用者に対する求償は、**信義則上相当と認められる限度**に制限される。（最判昭 51.7.8）

【答え】 誤り